

立川市障害福祉サービスガイドライン（支給決定基準）の一部改正について

立川市障害福祉サービスガイドライン（支給決定基準）（令和5年3月作成）について、次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第1章 居宅介護</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) 具体的なサービス内容</p> <p>①身体介護 ……略……</p> <p>②家事援助 ……略……</p> <p> * 1 ……略……</p> <p> * 2 ……略……</p> <p> * 3 ……略……</p> <p>削除</p> <p>③身体介護・家事援助の対象とならない支援 ……略……</p> <p>④通院等介助（身体介護を伴う・伴わない） ……略……</p> <p>(6) 留意事項 ……略……</p> <p>第2章 ～ 第26章 ……略……</p>	<p>第1章 居宅介護</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) 具体的なサービス内容</p> <p>①身体介護 ……略……</p> <p>②家事援助 ……略……</p> <p> * 1 ……略……</p> <p> * 2 ……略……</p> <p> * 3 ……略……</p> <p>※ <u>本市において、精神障害者への家事援助は、対象者の有する能力や状態に応じて、社会復帰及び自立と社会活動への参加ができるよう支援するサービスを基本とする。</u></p> <p><u>そのため、サービスの提供に当たっては、単に調理等の家事を代行するのではなく、調理等の日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが対象者とともに行う共同実践を家事援助の基本とするが、対象者の状態に応じて、ヘルパーが調理等の家事を代行することを妨げるものではない。</u></p> <p>③身体介護・家事援助の対象とならない支援 ……略……</p> <p>④通院等介助（身体介護を伴う・伴わない） ……略……</p> <p>(6) 留意事項 ……略……</p> <p>第2章 ～ 第26章 ……略……</p>

この改正は、令和6年3月1日から適用する。